

宇宙航空研究開発機構分科会の設置について

平成 24 年 8 月 27 日

宇宙戦略室

1. 設置のポイント

- 宇宙基本法（平成 20 年 5 月）の考え方に基づき、内閣府に宇宙政策の司令塔機能と準天頂衛星システムの開発・整備・運用等の施策の実施機能を担当する体制を整備するなど、宇宙開発利用の戦略的な推進体制を構築するため、内閣府設置法、（独）宇宙航空研究開発機構（JAXA）法等を改正（7 月 12 日施行）。
- JAXA 法改正により、内閣総理大臣が主務大臣に追加されたことを受け、7 月 12 日に内閣府独立行政法人評価委員会令改正を行い、同委員会に宇宙航空研究開発機構分科会を設置。

2. 内閣府設置法改正のポイント

- ①内閣府の所掌事務として、以下を追加。
 - ・宇宙開発利用の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な政策に関する企画及び立案並びに総合調整
 - ・宇宙開発利用に関する関係行政機関の事務の調整
 - ・多様な分野において公共の用又は公用に供される人工衛星等（実用準天頂衛星システム等）の整備及び管理
 - ・宇宙開発利用の推進（他省の所掌に属するものを除く。）
- ②宇宙政策委員会を設置し、以下について審議等を行う。
 - ・宇宙開発利用に係る政策に関する重要事項
 - ・関係行政機関の宇宙開発利用に関する経費の見積りの方針に関する重要事項等の調査審議
 - ・内閣総理大臣又は関係各大臣に対する意見、勧告

3. JAXA 法改正のポイント

- ①JAXA の目的規定における平和利用に関する記述を宇宙基本法と整合的なものとする。
- ②JAXA の中期目標の策定に当たっては、宇宙基本計画に基づくこととする。
- ③JAXA の業務として、人工衛星等の開発、打上げ、運用等の業務に関し、民間事業者の求めに応じて援助及び助言を行うことを追加する。

④主務大臣として以下の大臣を追加する。

- ・内閣総理大臣（人工衛星等の開発等の業務（宇宙科学に関する学術研究のためのものを除く）であって宇宙の利用の推進に係る部分）
- ・経済産業大臣（③に係る部分）

⑤政令により、個別プロジェクトに応じ主務大臣を追加する仕組みを導入する。

⑥主務大臣は、関係行政機関の要請を受けて、我が国の国際協力の推進若しくは国際的な平和及び安全の維持のため特に必要があると認めるとき又は緊急の必要があると認めるときは、JAXAに対し、必要な措置をとることを求めることができるものとする。

4. 内閣府独立行政法人評価委員会令改正のポイント

- JAXA法改正に伴い、内閣総理大臣がJAXAの主務大臣として追加されたことから、内閣府独立行政法人評価委員会令を改正し、新たに「宇宙航空研究開発機構分科会」を追加。
- 12人であった評価委員会の委員の上限を13人に増員し、委員会に臨時委員及び専門委員を置くことを可能とした。

5. JAXA 分科会の評価の視点

改正JAXA法において内閣総理大臣はJAXAの行う「人工衛星等の開発、打上げ、運用等の業務（宇宙科学に関する学術研究のためのものを除く）であって宇宙の利用の推進に関するもの」、また、それらに関する「民間事業者の求めに応じて行う援助及び助言」についての主務大臣となった。そのため、主に以下のような観点でJAXA業務を評価する必要がある。

- ①宇宙の利用の拡大を図る観点からJAXAの行う衛星開発等が広く利用者のニーズに応えるものとなっているか。
- ②同様の観点からJAXAが衛星開発等を行うに際して、利用者のニーズを捉える取組みがなされているか。
- ③同様の観点からJAXAが衛星開発等を行うに際して、新たな利用者を開拓する取組みがなされているか。
- ④民間事業者への援助及び助言が、日本の宇宙産業の国際競争力強化、産業の発展等に資するよう、適切なものになっているか。

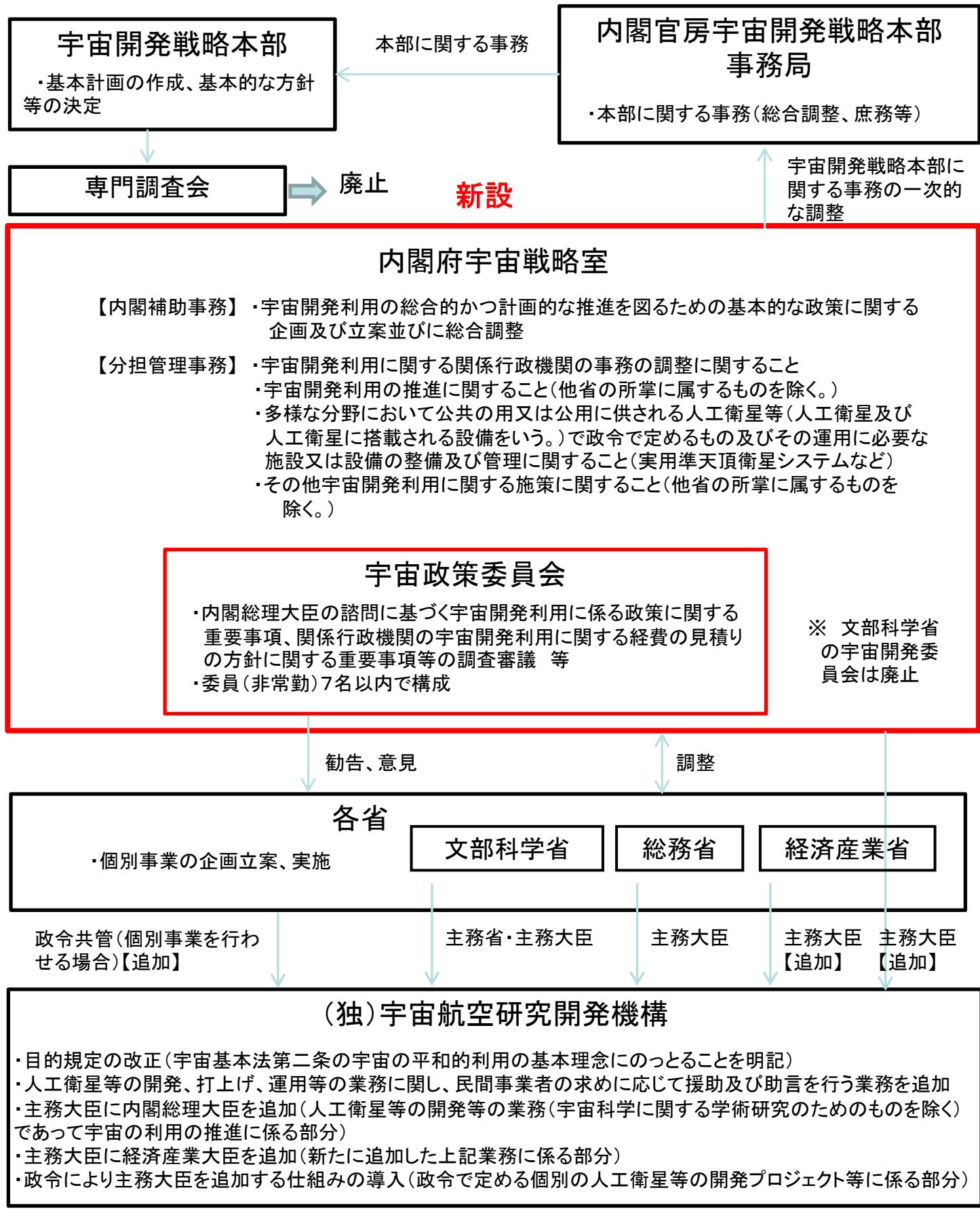
など

6. 今後の予定

9月～ JAXA分科会委員発令

宇宙開発利用の戦略的な推進体制

(參考資料)



5 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

3 委員は、非常勤とする。

(分科会)

第五条 委員会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、独立行政法人通則法第十二条第二項の規定により委員会の権限に属させられた事項のうち、それぞれ同表の下欄に掲げる独立行政法人に係るものを処理することとする。

国立公文書館分科会	独立行政法人国立公文書館
宇宙航空研究開発機構分科会	独立行政法人宇宙航空研究開発機構
北方領土問題対策協会分科会	独立行政法人北方領土問題対策協会
国民生活センター分科会	独立行政法人国民生活センター

国立公文書館分科会	独立行政法人国立公文書館
北方領土問題対策協会分科会	独立行政法人北方領土問題対策協会
国民生活センター分科会	独立行政法人国民生活センター

(分科会)

第五条 委員会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、独立行政法人通則法第十二条第二項の規定により委員会の権限に属させられた事項のうち、それぞれ同表の下欄に掲げる独立行政法人に係るものを処理することとする。

2 前項の表の上欄に掲げる分科会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、内閣総理大臣が指名する。	3 ～ 6 (略)
（議事）	

2 前項の表の上欄に掲げる分科会に属すべき委員は、内閣総理大臣が指名する。	3 ～ 6 (略)
（議事）	

第六条 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。	3 ～ 6 (略)
2 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の	

改 正 案	現 行
<p>（組織）</p> <p>第一条 内閣府の独立行政法人評価委員会（以下「委員会」という。）は、委員十三人以内で組織する。</p> <p>2 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。</p> <p>3 委員会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。</p>	<p>（組織）</p> <p>第一条 内閣府の独立行政法人評価委員会（以下「委員会」という。）は、委員十二人以内で組織する。</p> <p>（新規）</p>
<p>（委員等の任命）</p> <p>第二条 委員及び臨時委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。</p> <p>2 専門委員は、当該専門の事項に關し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。</p>	<p>（委員の任命）</p> <p>第二条 委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。</p> <p>（新規）</p>
<p>（委員の任期等）</p> <p>第二条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 委員は、再任されることがある。</p> <p>3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。</p> <p>2 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。</p>	<p>（委員の任期等）</p> <p>第二条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 委員は、再任されることがある。</p> <p>（新規）</p>

に出席したものとの過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 (略)

(庶務)

第八条 委員会の庶務は、内閣府大臣官房政策評価広報課において総括し、及び処理する。ただし、国立公文書館分科会に係るものについては大臣官房公文書管理課において、宇宙航空研究開発機構分科会に係るものについては内閣府本府に置かれる政策統括官において、北方領土問題対策協会分科会に係るものについては北方対策本部において、国民生活方対策本部において、国民生活センター分科会に係るものについては消費者庁地方協力課において処理する。

附 則 (分科会の特例)

第二条 委員会に、第五条第一項の表の上欄に掲げる分科会のほか、平成二十四年十月三十一日までの間、沖縄科学技術研究基盤整備機構分科会を置き、同分科会の所掌事務は、独立行政法人通則法第十二条第二項の規定により委員会の権限に属させられた事項のうち、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構に係るものとし、同分科会の庶務は、内閣府沖縄振興局総務課において処理する。この場合において、第一条第一項中「十三人」とあるのは「十五人」と、第五条第二項中「前項の表の上欄に掲げる分科会」とあるのは「前項の表の上欄に掲げる分科会及び沖縄科学技術研究基盤整備機構分科会」とする。

ときは、委員長の決するところによる。

3 (略)

(庶務)

第八条 委員会の庶務は、内閣府大臣官房政策評価広報課において総括し、及び処理する。ただし、国立公文書館分科会に係るものについては大臣官房公文書管理課において、北方領土問題対策協会分科会に係るものについては北方対策本部において、国民生活センター分科会に係るものについては消費者庁地方協力課において処理する。

附 則 (分科会の特例)

第二条 委員会に、第五条第一項の表の上欄に掲げる分科会のほか、平成二十四年十月三十一日までの間、沖縄科学技術研究基盤整備機構分科会を置き、同分科会の所掌事務は、独立行政法人通則法第十二条第二項の規定により委員会の権限に属させられた事項のうち、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構に係るものとし、同分科会の庶務は、内閣府沖縄振興局総務課において処理する。この場合において、第一条第一項中「十二人」とあるのは「十四人」と、第五条第二項中「前項の表の上欄に掲げる分科会」とあるのは「前項の表の上欄に掲げる分科会及び沖縄科学技術研究基盤整備機構分科会」とする。

独立行政法人宇宙航空研究開発機構

設立根拠	独立行政法人宇宙航空研究開発機構法（平成 14 年法律第 161 号）
設立年月日	平成 15 年 10 月 1 日
目的	大学との共同等による宇宙科学に関する学術研究、宇宙科学技術に関する基礎研究及び宇宙に関する基盤的研究開発並びに人工衛星等の開発、打上げ、追跡及び運用並びにこれらに関連する業務を、宇宙基本法第二条の宇宙の平和的利用に関する基本理念にのつとり、総合的かつ計画的に行うとともに、航空科学技術に関する基礎研究及び航空に関する基盤的研究開発並びにこれらに関連する業務を総合的に行うことにより、大学等における学術研究の発展、宇宙科学技術及び航空科学技術の水準の向上並びに宇宙の開発及び利用の促進を図る。
所在地（本部）	東京都調布市深大寺東町 7-44-1
平成 23 年度予算額	175,100 百万円（うち、国庫支出金 172,600 百万円）
平成 24 年度予算額	174,510 百万円（うち、国庫支出金 172,010 百万円）
職員数	1,540 名（ほか理事長 1 名、副理事長 1 名、理事 7 名、監事 2 名）※H24.4.1 現在
理事長	立川 敬二
事業概要	<p>1. 大学との共同その他の方法による宇宙科学に関する学術研究</p> <p>2. 宇宙科学技術及び航空科学技術に関する基礎研究並びに宇宙及び航空に関する基盤的研究開発</p> <p>3. 人工衛星及び人工衛星打上げ用ロケット（人工衛星等）の開発等</p> <p>4. 人工衛星等の打上げ、追跡及び運用等</p> <p>5. 前二項に関する、民間事業者の求めに応じた援助及び助言</p> <p>6. 成果の普及・活用推進</p> <p>7. 施設設備の供用</p> <p>8. 研究者及び技術者の養成、資質の向上</p> <p>9. 大学における教育への協力</p>
	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">宇宙開発事業団 (特殊法人)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">宇宙科学研究所 (大学共同利用機関)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">航空宇宙技術研究所 (独立行政法人)</div> </div> <p style="margin-top: 10px;">↓</p> <div style="background-color: blue; color: white; padding: 5px; text-align: center;">平成 15 年 10 月</div> <div style="background-color: blue; color: white; padding: 5px; text-align: center;">独立行政法人宇宙航空研究開発機構</div>

①宇宙輸送システム

宇宙空間へのアクセスを可能とする手段として、自立的な宇宙活動の根幹。

- ・ H-II Aロケット／H-II Bロケット
- ・ 宇宙ステーション補給機(HTV)
- ・ 小型固体ロケット
- ・ LNG 推進系



②衛星による宇宙利用

これまで通信・放送衛星、気象衛星等の開発を実施。現在は、社会的なニーズの高い陸域観測や測位、地球環境観測衛星に重点化。



③国際宇宙ステーション

日・米・欧・加・露の 5 極による国際協力プロジェクト。日本は、実験棟「きぼう」の運用、HTVによる物資補給、宇宙飛行士の長期滞在を実施。



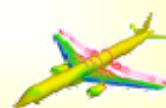
④宇宙科学・宇宙探査

我が国の特長を活かして、宇宙科学研究を推進。小惑星への着陸に成功した「はやぶさ」、本格的な月周回衛星「かぐや」等、大きな成果を達成。



⑤航空科学技術

風洞施設等の試験設備を運用し、民間等に供用するとともに、航空科学技術に係る先端的・基盤的な研究開発を実施。



⑥宇宙航空技術基盤の強化

宇宙航空科学技術に係る基礎・基盤的な研究開発を実施。宇宙ゴミ対策や宇宙太陽光発電の基盤研究、宇宙部品の信頼性向上等に係る研究開発を実施。